

4 被害に遭われた方の負担軽減

警察では、犯罪により傷害等を負ったときに、事件の立証に必要な経費を負担しています。

■対象事件

殺人事件、強盗致傷事件、傷害事件、性犯罪等

■支給経費

- ・ご家族を亡くされた方
司法解剖後の遺体搬送費、死体検案書料
- ・傷害を負われた方
診断書等の手数料、診察料
- ・性犯罪被害に遭われた方
診断書等の手数料、診察料、緊急避妊等に要する経費
- ・犯罪により住む場所に困った方
再被害のおそれがある場合等、一時的に避難するための経費

5 福井県犯罪被害者等生活支援金給付制度

故意の犯罪行為（過失犯を除く）により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して県が支援金を給付する制度です。

- ・遺族生活支援金（60万円）
- ・重傷病生活支援金（20万円）

6 犯罪被害給付制度

この制度は、故意の犯罪行為により、お亡くなりになった被害者の遺族の方や障害が残ることとなった被害に遭われた方、重い傷害を受け又は疾病にかかり、長期の入院治療を余儀なくされた被害に遭われた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度です。

詳しくは、福井県警察本部被害者支援室又は最寄りの警察署にお問い合わせください。



被害相談窓口

警察の相談窓口

◎警察安全相談 [24時間受付]

#9110

☎ 0776-26-9110

◎性犯罪被害相談電話 [24時間受付]

#8103

☎ 0120-292-170

☎ 0776-29-2110

◎少年被害相談電話(ヤングテレホン) [平日]

〈嶺北地区〉 ☎ 0120-783-214

〈嶺南地区〉 ☎ 080-6358-4970

少年被害相談電話は8時30分から17時15分までです。
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く。

民間の相談窓口

福井県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 福井被害者支援センター

福井市宝永3丁目8-1 福井県警察本部薬分庁舎3階

☎ 0120-783-892

☎ 0776-88-0800

相談電話は、10時から16時までです。
※日曜日、祝日、年末年始は除く。

このリーフレットは、
犯罪の被害に遭ったときの相談窓口や
届け出を受けてからの警察の活動などをお知らせして、
もしもの場合に役立てていただくためのものです。
また、被害者の方が抱える問題などを
広く知っていただき、
被害者の方への支援の環が広がる
きっかけになることを願っております。

被害相談窓口のご案内

こころの扉を
ひらいて

ひとりでお悩みではありませんか。
犯罪による被害のご相談を受けています。
ご家族やご友人が困っているときにもどうぞ
あなたの勇気にこたえます。



1

被害者の方への理解を深めるために

1 被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による直接的な被害（けがをするなど）だけでなく、被害の後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられています。

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失業、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス等

2 被害者の心理

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体も心もバランスを崩しやすくなっています。

心理的反応	身体的反応	感覚的反応
恐怖感・不安感 無気力・絶望感 孤独感・疎外感 怒り・復讐心	緊張・動悸 下痢・吐き気 不眠・悪夢 食欲不振	感覚・感情のマヒ 現実感がない 自分でないと感じる 記憶力、判断力の低下

これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。被害者の方を責めたり、無理に励ましたりすることは避けましょう。心の傷の回復は、周囲の人たちの理解と共感と支えがとても大切です。



2

警察における手続きと被害者への配慮

1 警察の基本的対応

- 被害者の方の精神的ショックや不安感などに配慮した対応を行います。
- 被害者の方から安心してご協力いただけるように、きめ細やかな配慮に努めます。

2 刑事手続きの流れ

被害者の方へのお願い	
事件の発生	■ 届出・110番通報 届出をためらう気持ちになることがあるかもしれませんが、同じような被害が繰り返されないためにも、警察の届出をお願いします。状況によりパトカー以外の車を利用するなどの配慮をします。
↓	
捜査開始	■ 事情聴取 事件の状況や犯人の人相などについてお聞きします。思い出したくないことや辛いこともあるかもしれませんが、犯人を検挙し事件を解決するためのご協力をお願いします。
↓	
犯人の特定	■ 証拠品の提出 衣服や持ち物などを証拠品として提出していただくことがあります。保管する必要がなくなれば速やかにお返しします。
↓	
犯人の検挙	■ 実況見分への立会い 被害状況の確認のために立ち会っていただくことがあります。
↓	
裁判・判決	■ 公判への出廷 犯人が起訴されると裁判所で裁判が始まります。裁判では証人として出廷していただくことがあります。

3

警察の被害者支援制度

1 指定被害者支援要員制度

対象事件	■ 殺人、性犯罪、傷害（1か月以上）などの身体犯 ■ 交通事故、ひき逃げ事件などの重大な交通事故・事件 ■ その他必要と認められる事件
内 容	対象事件の被害者やご遺族の視点に立って、必要に応じて、次のようなことを行います。 ■ 病院の付添い、事情聴取の付添い ■ 心配事の相談受理 ■ 関係機関・団体の紹介 等

2 被害者連絡制度

対象事件	■ 殺人、性犯罪、傷害（1か月以上）などの身体犯 ■ 交通事故、ひき逃げ事件などの重大な交通事故・事件
内 容	対象事件の被害者やご遺族に対して、次のような捜査状況等の連絡を行います。 ■ 刑事手続及び被害者のための制度 ■ 捜査状況、被疑者の検挙状況 ■ 逮捕被疑者の処分状況 等

3 再被害の防止、保護対策

被害者の方が、加害者から再び危害を加えられることがないよう、安全の確保に努めています。

- 防犯指導や警戒措置（パトロールの強化）
- 緊急通報装置の貸し出し
- 加害者が暴力団員や暴力団関係者等で仕返しを受けるおそれがある場合の保護対策 等